

令和5年11月24日

第29回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第29回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和5年11月24日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 農地法第4条の規定による届出について
- 議案第 5 号 利用状況調査に係る非農地判断について
- その他

1 出席委員

農業委員

1番 蓑田六雄	2番 松木茂久	3番 田中健一
4番 西山昭二	5番 澤山建志	6番 西川路利広
7番 下吉一郎	8番 田代繁樹	9番 永吉正文
10番 内蘭光弘	11番 西村久則	12番 徳留幸信
13番 井手康則	14番 奥村祐樹	15番 井元清八郎
16番 前田真津美	17番 生川裕也	18番 濱田保
19番 川畑ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

21番 上拂忠	22番 田之上洋
23番 濱田卓郎	25番 廣森修
26番 住吉俊光	27番 大迫恵太
28番 物袋唱二	29番 湯之上大幸
30番 南圭司	31番 小村亮太
32番 藏蘭堅志	33番 塚田幸美
34番 石嶺義孝	35番 前田剛
36番 上赤政行	38番 鐘撞望

1 小委員長

3番 田中健一

1 欠席委員

20番 川畑淳一 24番 徳留力雄 37番 坂本三好

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西村里志
主幹兼農地総務係長	前村修
農地総務係主査	東川善久
主幹兼振興係長	濱田真也
振興係主事	藤久保宏実
振興係主事	今吉蓮樺

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前村修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員，ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>（唱和）</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第29回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「2番委員」と「7番委員」を指名いたします。</p> <p>早速，議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については，お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを，議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。</p> <p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>取下げ理由は，買い手が見つかり，あっせんの必要がなくなったためです。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，利用権設定分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，利用権設定分は，議案書の5ページから9ページまでの17件で，うち新規が6件，再設定が11件となっております。</p>

議案書の5ページをお開きください。
(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。
なお、9ページの総合計は19筆、16,827㎡となっています。
今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、
ご審議願います。
これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、4番委員の
退席を求めます。
(4番委員の退席を確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。
1番の設定年数が3年となっていますが、何か理由がありますか。
双方合意のもと決定した年数です。
ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり
承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番については、原
案のとおり承認することに決定いたします。
(4番委員の復席を確認)
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番について、ご審議願
います。
これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、29番委員
の退席を求めます。
(29番委員の退席を確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第1号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認
することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

議長

2番委員

事務局

議長

委員

議長

委員

議長

委員

議長

委員

議長

よって、議案第1号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(29番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から9ページ17番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見等はありませんか。

15番委員

13番について、使用貸借権の設定となっておりますが、何か理由がありますか。

事務局

管理のみで十分だということで、使用貸借の設定となっております。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はありませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の4番から17番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の4番から17番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

11月10日の転用調査時に私と25番委員、32番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいただいております。

1番から9番は売買、10番は知人からの贈与、11番は親族からの贈与、12番は兄弟からの贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことでした。

12件のうち8番だけは、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われまます。

最後に、農地法第3条調書と位置図および字図につきましても審議資料の1ページから38ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件の

議長

すべてを満たしているものと小委員会では判断いたしました。審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりです。

それでは、議案第2号の1番から13ページ12番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番から12番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についての1番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の39ページをご覧ください。

申請地は[]から北へ330m離れた農地で、東と南は畑、西は宅地、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築したいとの申請です。

土地の形状については現状で、土留工事を行い、隣接農地との間には緩衝地を設ける計画であることから、周辺農地への影響は軽微なものとして判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は貸駐車場です。

審議資料の40ページをご覧ください。

申請地は、 から南東へ290m離れた農地で、東は市道、西は畑及び宅地、南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は申請地周辺において、駐車場としての需要が、今後見込めると判断したことから、申請地を取得し貸駐車場を整備したいとの計画です。

土地の形状については現状で、砂利を敷き、隣接地との境界部分にはブロックを設置する予定で、その他の構造物等を建設する計画はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の41ページをご覧ください。

申請地は、 から北西へ200m離れた農地で、東は畑、西と南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築したいとの申請です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックが設置済です。

隣接農地との間には緩衝地を設ける計画であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番と5番は関連がありますので、一括報告いたします。転用目的は、農地への侵入路です。

まず番号4番ですが、審議資料の42ページをご覧ください。

申請地は、 から北東へ290m離れた農地で、東は畑、西は市道、南は畑、北は5条許可地に接しています。

番号5番は、審議資料の43ページをご覧ください。

申請地は、番号4番に隣接する5条許可地の北側に位置し、東は畑、西は市道、南は5条許可地、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、どちらも第2種農地の市街地近接農地に該当します。

両申請人は、自己の耕作地へ進入するために、申請地を取得し専用の通路を整備しようとするものです。

土地の形状については現状で、隣接地との境界部分にはブロックを設置する予定です。

その他に構造物等は設置しないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

最後に、番号6番ですが、転用目的は農業用倉庫です。

審議資料の44ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ80m離れた農用地区域内の農地で、西は市道及び宅地、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和5年9月28日付で、農業用施設用地としての用途区分変更が認可されていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、農業経営の効率化を目的に、自己の居住地に隣接する農地を取得し、農業用倉庫を建築しようとするものですが、既に完成していたことから始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、境界部分にはコンクリートブロックが設置済で、隣接する農地との間には緩衝地が設けられていることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、6件の申請に対して報告しましたとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農地法第4条の規定による届出についてを議題とい

たします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今月の申請は1件です。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、転用目的は通路です。

審議資料の45ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ500m離れた農地で、東は市道、西は畑、南は宅地、北は畑及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については住宅等が連たんする区域に隣接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

計画概要としましては、農地面積1,095㎡のうち74㎡と隣接地9.44㎡の合計83.44㎡を、自己所有の耕作地への通路としてコンクリート舗装を行い利用しようとするものですが、既に完成していたことから始末書が提出されています。

申請地は、自己の居住地に隣接する畑の一部を使用するため、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は17ページから18ページになります。

今回の対象地域は、指宿スカイライン有料道路入口周辺です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、27筆21,039㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

議長

ほかにございませんか。

25番委員

災害時の助成金について伺います。

地域計画が完成する予定の令和7年4月に、基盤法から農地バンクに移行した場合、基盤法のままでは、雪害等の災害助成金が貰えなくなってしまうのか、もしそうであれば、基盤法の利用権設定を今のうちに解

	約して、農地バンクと契約しなおした方がいいのか、詳しく教えてください。
事務局	基盤法による利用権設定の契約期間が残っていれば、助成金の対象となると認識しておりますが、県にも確認を取ったうえで、来月の委員会で、詳細を報告したいと思います。
31番委員	eMAFFについて伺います。 農地転用等で農地以外の地目が変わった土地情報は、いつeMAFFに反映されるか教えてください。
事務局	農地転用等によって地目変更があった土地情報については、法務局から市の税務課に通知があり、年に1回、課税情報との突合が行われま す。よって、突合後にeMAFFに反映されるということになります。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。 「なし」の声あり。 ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。議案書の19ページを ご覧ください。 その他（議案書19ページを参照して説明） 1. 一時転用届について 2. 11月の行事報告 3. 12月の行事予定等 4. その他
議長 委員 議長	ほかにごございませんか。 「なし」の声あり。 ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て 終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第29回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立ください。 一同礼。 (閉会 午後3時13分) 指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄 議事録署名委員 2番委員 _____ 議事録署名委員 7番委員 _____

